

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 保険薬剤師の登録(保険課)

保険医療機関等の指定の辞退()

保安林の指定予定(森林保全課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

◇ 選 管 告 示 政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出

資金管理団体の届出

資金管理団体からの届出事項に異動があった旨の届出

◇ 雑 報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取(経営流通課)

告 示

鳥取県告示第六百四十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年九月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	藤 元 文 生	登録の記号及び番号	鳥薬一〇〇一号	登録の年月日	平成八年八月二十八日
-----	---------	-----------	---------	--------	------------

鳥取県告示第六百五十号

保険医療機関及び保険薬局の指定の辞退があったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年九月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞退の効力発生年月日
星野医院	鳥取市青葉町二丁目一六五	平成八年九月十三日
木島薬局	八頭郡若桜町大字若桜三八〇	平成八年九月十四日

鳥取県告示第六百五十一号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成八年九月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

鳥取市円通寺字瀧ノ下タ一一七の二、一一一八、一一二〇、一一二一の

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百五十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年九月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年七月二十五日 鳥取県指令都計三一七第七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市古豊千字島田前東

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市東町七一

有限会社 桑垣鉄工所

代表取締役 桑垣 明男

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成八年九月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
松本林太郎後援会	松本 靖	谷口幸治	八頭郡船岡町大字坂田一二二	平成八年八月十二日	その他の政治団体
鎌谷 収後援会	橋本清治	横川茂男	八頭郡船岡町大字船岡一〇七七	平成八年八月三十日	々

黒田晃司後援会	平田 賢	実繁一男	米子市久米町一四二	平成八年九月十日	〃
黒田晃司資金管理団体	黒田晃司	〃	〃	〃	〃
知久馬二三子後援会	藤原繁義	山下武雄	鳥取市富安二丁目一一四	〃	〃
知久馬二三子資金管理団体	知久馬二三子	〃	〃	〃	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成八年九月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
政治経済懇談会	政治団体の名称	政治経済懇談会	米井悟資金管理団体	平成八年八月七日	その他の政治団体

鳥取県選挙管理委員会告示第五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定に基づき、

次のとおり資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成八年九月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
黒田 晃司	衆議院議員	黒田晃司資金管理団体	米子市久米町一四二	黒田 晃司	平成八年九月十日
知久馬二三子	〃	知久馬二三子資金管理団体	鳥取市富安二丁目一一四	知久馬二三子	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成八年九月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
政治経済懇談会	政治団体の名称	政治経済懇談会	米井悟資金管理団体	平成八年八月七日

雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成8年10月4日までに鳥取県商工労働部経営流通課に提出してください。

平成8年9月20日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 鐘 篤

○ 法第5条第1項の届出に係るもの

- 1 届出者の名称
株式会社サンキュー高島屋
- 2 届出者の住所
福井県福井市順化二丁目26-23
- 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
100満ボルト米子店
米子市新開二丁目1330-1外

- 4 開店日
平成9年4月25日
- 5 店舗面積
1,646㎡
- 6 主として販売する物品の種類
一般家庭用電気製品